

実態調査結果をもとに、平成28年に強化した基準に対応する品質管理体制となっていない事業者7主体(12社)を対象としてサンプル調査を実施し、要改善事項の指摘を行い改善計画の提出を求めている。また、7主体を含む現在免震ダンパー等を製造している全事業者21主体(39社)に対して、データの保存、改ざん防止に向けた取組方針の報告を求めている。

品質管理体制についてのサンプル調査結果 とりまとめ

(1) 対象とする事業者

- ・免震材料の製造事業者のうち、実態調査結果で平成28年以降の新基準に則った品質管理体制が講じられていない事業者7主体

(2) 調査内容

- ・現行の建設省告示第1446号で求める品質管理体制に関し、具体の要改善事項の指摘を行い、改善計画の提出を要請。

(3) 調査に基づき提出された改善計画のとりまとめ

- ・7主体(12社)から改善計画が提出され、今後現行告示に対して不足している内容を社内規格に規定する、現行告示で求める品質管理推進責任者についての職務を規定する、品質管理の講習を受講する等により、平成28年以降の現行基準に則った品質管理体制への改善が、概ね2019年度中に図られることとなっている。

データの保存・改ざん防止に向けた取組方針の報告結果 とりまとめ

(1) 対象とする事業者

- ・全て※の免震材料の製造事業者(21主体)

(※現在、免震材料を製造している事業者。KYB、カヤバシステムマシナリー(株)、川金コアテック、光陽精機を除く。)

(2) 報告の内容

- ・免震ダンパー等の性能検査の結果として得られるデータ(検査装置から直に得られるデータ。以下「生データ」という。)、及び当該生データから検査成績書を作成する過程における改ざんを防止するために、今後講じていく取組及びスケジュールの報告を求める。

※報告にあたっては下記①～④(③④はいずれか又は両方)の観点について求めている。

①生データの保存 ②保存された生データの保全措置 ③検査成績書の作成過程におけるデータの改ざんを防止するシステム ④検査成績書の作成過程におけるデータの改ざんをチェックする仕組み

(3) 報告のあった取組方針のとりまとめ

- ・調査時点では改ざんを行い得る品質管理となっていた15主体(27社)を含め全ての事業者(21主体39社)において、

- ① 生データの保存(例:生データをサーバに保存、検査条件をあわせて保存など)
- ② 保存された生データの保全措置(例:複数部署に保存、アクセス制限など)
- ③又は④ 検査成績書の作成過程におけるデータの改ざん防止(例:検査成績書作成の自動化、生データまでトレースバックなど)に概ね2019年度中に取り組む方針が示された。